

第25回 福岡市屋外広告物審議会

日時 平成28年1月20日(水) 午前10時から午前12時まで
会場 天神ビル11階 9号会議室(中央区天神2-12-1)

〈次 第〉

1 審議事項

福岡市屋外広告物規格基準等の見直し(案)について

2 その他

【配布資料】

○屋外広告物規格基準の見直し(案)について

資料1 第24回審議会における委員のご意見について

資料2 屋外広告物規格基準等の見直し(素案)に対する市民意見募集の実施結果

別紙1 空港及び空港周辺の屋外広告物地域区分

別紙2 都心部の屋外広告物地域区分について

資料3 福岡市屋外広告物規格基準等の見直し(案)

・参考資料 第24回福岡市屋外広告物審議会議事録

※屋外広告物関係法令集

屋外広告物規格基準の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

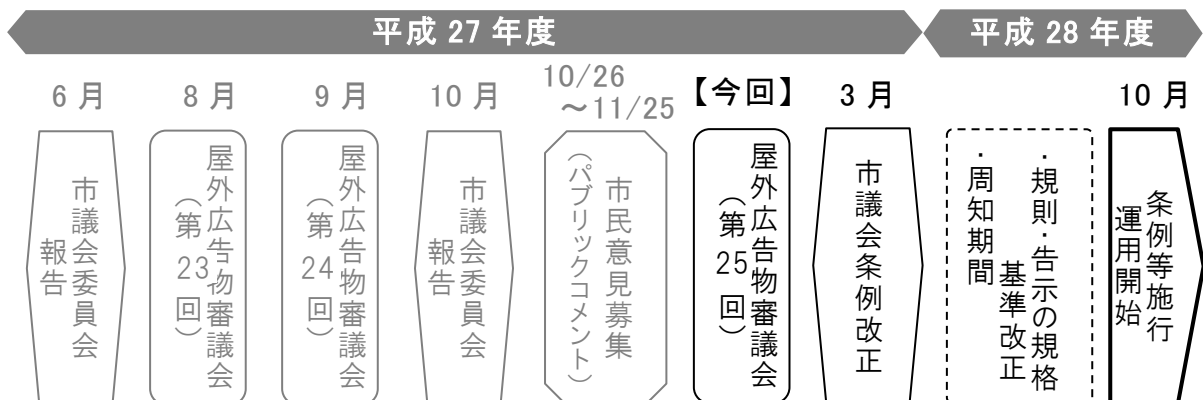
福岡市は住みやすい都市として国際的にも評価されており、そのなかで景観に対する取り組みや屋外広告物が果たす役割は大変重要であり、これを十分に配慮したうえで安全・安心なまちづくり、より良い景観づくりに活かしていくことが求められています。

そのため、屋外広告物について、福岡市におけるこれまでの取り組みや課題等を踏まえ、福岡の街を魅力的でより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするために、地域特性に応じた地域区分の設定や規格基準等を見直すこととします

2 「屋外広告物規格基準等の見直し(案)」について

- (1) 第 24 回審議会における委員の意見について …資料1
- (2) 市民意見募集の実施結果 …資料2
- (3) 審議事項「屋外広告物規格基準等の見直し(案)」 …資料3

3 今後のスケジュール



第24回審議会における委員のご意見について

	委員の主な意見	市の検討案
1	<p>【空港の地域区分について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港地域について、国内線・国際線ターミナル周辺を対象とするのは理解できるが、滑走路などは対象から外さないのか。 ・空港界限について、対象地域の色をはずすようにすることを検討すること。 	<p>〈修正・追記〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港の敷地は広く、ターミナルも大規模なため、一定規模の掲示物が設置できるよう配慮する必要があります。一方で、周辺の地域環境にも考慮する必要があります。このため、「空港運営上必要なものに限る」ことを規格基準に追加します。 ・また、空港には、ターミナル施設や滑走路の他、消防救難施設、貨物ビル、格納庫、給油施設、機内食工場などの空港関連施設があり、今後それらの配置変更等もあり得ることから、空港敷地を他地域とは別の「空港地域」として設定します。 ・空港及び空港周辺の地域区分について、詳細図等明示します。 <p>⇒別紙1参照 ⇒資料3 3・4・5 ページ修正/13・14 ページ追加</p>
2	<p>【都心部の地域区分について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部エリアがよくわからない。 	<p>〈明示〉</p> <p>都心部の地域区分については、南及び西側は道路境界から 30mの範囲を含むものとします。都心部の範囲について詳細図により明示します。</p> <p>⇒別紙2参照</p>
3	<p>【市民との共生によるルールづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域区分について、地域住民からの要望に柔軟に対応できる仕組みをつくっておいたほうがよい。 ・市民意識の変化に対応できるよう市民との共生によるルールづくりの運用を考えてほしい。 	<p>〈修正・追記〉</p> <p>特定(緩和・強化)地区について、地域住民からの要望や市民意識の変化に柔軟に対応することができるよう、活用地区・保全整備地区は明確に区分せずに「広告景観誘導地区」とし、規格基準の緩和や強化を適切に運用できるようにします。</p> <p>⇒資料3 16 ページ修正・追記</p>
4	<p>【現況広告物の経過措置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正前から設置してある広告物で、改正後に新基準に合致しないものについての取り扱いはどうなるのか。 	<p>〈追加〉</p> <p>改正前に許可を受けて設置されており、改正後に新基準に合致しない広告物(既存不適格広告物)については、従前の規格基準により継続して設置できるものとします。</p> <p>新基準は、広告物等を新設、改造、移設など行った際に適用します。</p> <p>⇒資料3 24 ページ追加</p>

■今後の検討課題として

- ・発光可変表示式広告物に関する他の法令との連携対応について
- ・市民意識調査のあり方について
- ・のぼり旗の掲出に係る取扱いについて
- ・都心部開発等における景観誘導方策について

「福岡市屋外広告物規格基準等の見直し（素案）」に対する 市民意見募集の実施結果

1. 意見募集期間

平成27年10月26日(月) から 平成27年11月25日(水)まで

2. 実施方法

(1) 素案の公表方法

「福岡市屋外広告物規格基準等の見直し(素案)」を、各区役所・出張所、情報プラザ、情報公開室及び住宅都市局都市景観室において配布及び閲覧に供するとともに、福岡市ホームページに掲載した。

(2) 意見の提出方法

意見については、住所、氏名を明記の上、郵送、ファクシミリ、電子メール及び配布場所への持参により受け付けた。(書式は自由)

3. 意見の提出状況

(1) 意見提出数

7通(うち1通は11者の連名)

(2) 意見件数

16件

(3) 意見の内訳

項目	件数
Ⅲ - 1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し	3件
Ⅲ - 3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】	3件
Ⅲ - 4 役割り等の明確化	2件
Ⅲ - 5 現行規格の変更	1件
[追加] Ⅲ - 6 規格基準等見直しに伴う経過措置	2件
その他	5件

4. 意見の要旨及び市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方	対応
Ⅲ - 1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し			
1	<地域特性等に応じた地域区分の設定について> 空港地域が不明な為、困惑している。詳細地図にて確定明示していただきたい。	空港及び空港周辺の地域区分について、 詳細図等明示します。 ⇒別紙1参照	追加

番号	意見の要旨	市の考え方	対応
2	<p><民地内の突出広告物について> 民地内の突出し看板は、歩道上は2.5mでも仕方ないが、民地内は2mでも問題ないと思う。総H(突出広告物の上端)4mとすると、H1.8mの広告物も取り付けできないため、工作物申請が必要となり設置者の負担が大きくなるため考慮してほしい。</p>	<p>民地内も歩道と同じように広告物の下が通行可能な場合は、人が頭をぶつけてしまうような危険を回避する必要があることから、歩道と同じ基準を適用するようにしています。 なお、建築基準法の確認申請は、建築等から突出する広告物の場合、広告物本体の高さ(長さ)が4mを超える場合に適用されます。</p>	原案通り
3	<p><屋上設置広告物の面積について> 商業・沿道系地域の屋上設置広告物の総面積50㎡以内について、商業系の地域はもう少し緩和してほしい。</p>	<p>沿道系の地域は、都心部と異なり、沿道サービス施設と住宅が混在していることから、面積基準を設ける必要があると考えられます。なお、その大きさは、地上設置広告物と同様の50㎡にしています。</p>	原案通り
Ⅲ - 3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】			
4	<p><福岡高速道路等における規制について> 自家用広告物は設置できて、自家用広告物以外の第三者広告物は設置できないというのは規制対象に矛盾があり公平さに欠けている。周りの風景で事故が起こるのであれば、視野に入るすべての広告物が禁止の対象になるのではないかと。看板を見て事故が起きたというのは聞いたことがなく事故はあくまでも個人のモラルの問題ではないかと。今迄通りの規則でお願いしたい。</p>	<p>高速道路から見える屋外広告物は、高速で運転しているドライバーにとって交通安全上望ましくないと考えられます。このため、最低限必要な広告物に限るという考え方から、自家用広告物に限るものです。</p>	原案通り
5	<p><福岡高速道路等における規制について> 発光可変式広告物を一律に設置禁止することは理解できるが、発光可変式広告物以外の広告物において、自家広告物はよくて、一般広告物は禁止というのは理解できない。自家広告物が交通安全上問題なく設置できるのであれば、設置できるのであれば、一般広告物の設置も許可すべき。</p>		
6	<p><福岡高速道路等における規制について> 注意散漫を誘発するような広告及び発光可変表示等以外の広告(安全上問題無いもの)であれば許可しても良いのではないかと。</p>	<p>福岡高速道路等の両側50mの範囲については、ドライバーの注意散漫を誘発するような広告物として、一般広告物(自家用広告物以外の第三者広告物)及び発光可変表示式広告物の掲出を規制するようにしています。最低限必要な広告物として考えられる自家用広告物は掲出できます。</p>	原案通り

番号	意見の要旨	市の考え方	対応
Ⅲ - 4 役割り等の明確化			
7	<市等の責務> 義務ばかりが記載され責任はだれにあるのかが明確でない(解りにくい)。	・福岡市をはじめ、広告主、屋外広告業者等それぞれの責務を明らかにするようにしています。	原案通り
8	<氏名公表制度> 氏名の公表では足りない。もっと厳罰化すべき。(参考)道路法は懲役刑。	・広告物は、関係者や対象者が多く、これまでそれぞれの責任の所在が明確でなかったことから、今回、関係者それぞれの責任を明確化するとともに悪質な条例違反があった場合には、広告主の氏名等を公表できるようにするものです。 なお、現行の条例でも懲役、罰金の罰則規定は設けています。	
Ⅲ - 5 現行規格の変更			
9	<自家用であっても許可が必要な広告物> 許可が必要な広告物に内照式広告物の表示が無い。関連して、照明を伴うものの許可申請手数料が2倍とする根拠が不自然。看板の照明は防犯に役立っているの、減額しても良い。	自家用広告物で10㎡(禁止地域にあつては5㎡)以内の広告物は、許可を受ける必要はありませんが、今回、表示面が発光可変するものや電光のものは、10㎡以内でも許可を受ける必要があるものとしています。 内照式の広告物については、自家用で10㎡以内であれば、許可が必要な広告物には該当しないことから、許可申請は必要ありません。 なお、照明を伴う広告物については、許可審査が複雑になることから許可手数料が2倍となっているものです。なお、県下の自治体も同様の2倍となっています。	原案通り
【新】Ⅲ - 6 規格基準等見直しに伴う経過措置			
10	<既存広告物の取り扱いについて> 既存に関しては継続して表示、設置できるようにしてほしい。契約期間の問題や投資物件もあり、撤去は非常に困難。 都市景観も必要なことだが、規制で縛られると広告業界、媒体業界は仕事がなくなる。	規格基準等の見直しに伴って改正する告示等の施行実施前に許可を受けている広告物については、従前の規格基準により継続して設置できることとします。ただし、大きさや高さ、構造などの変更・改造若しくは新たな付加・添加、又は移設や一部撤去した場合などには、新たな規格基準に適合させなければいけません。	追加
11	<既存不適格の扱いについて> 既存不適格屋外広告物(※注記)について、改定後も更新許可や変更等(意匠変更等)許可が受けられるようにするためには、どのような手続きをすればよいのか。 「この屋外広告物規格基準は改定後の新設及び看板躯体等を大幅に改造する屋外広告物に適用する。」との文言があればわかりやすい。 既存不適格屋外広告物について、更新許可が認められない場合は、掲出中のスポンサー・今後既存設備を利用して掲出予定のスポンサー・屋外広告会社・設置場所(土地・建物)の権利所有者等が負担するであろう看板躯体及び設備等の撤去費、又は改修費及び将来見込み利益の損失に対して、保証の有無及び賠償責任の明示を求めていかざるを得なくなる。 (※注記:既存不適格屋外広告物とは、現在許可を受けている広告物で規格基準見直し後にその基準に適合しなくなった屋外広告物)	⇒資料3 24ページ追加	

番号	意見の要旨	市の考え方	対応
その他			
12	<p><見直し実施までの期間について> 事案から、実施までの期間があまりにも早すぎる。関係する事業者、クライアントにもその準備期間が必要。もう少し時間をかけて5年～10年のスパンで見直しをしてほしい。</p>	<p>見直し内容の周知や表示・設置者の準備期間として半年間程設けるとともに、現在許可を受けている広告物については、新たな基準導入後も従前の規格基準により継続して掲出(表示面の貼り替え可)できることとします。</p>	原案通り
13	<p><規制の対象について> 看板とは「見る板」であり、視野に入らない物は看板では無い。見たくなくても視野に入ってくる物件のみ規制の対象としてほしい。 視点場所により特定の人しか見えない物件があり、特に大きさについては、公式を策定しだれでも理解できるようにしてほしい。 (例)進行(歩行)方向に向かって左右の対象物は、視点場から対象物までの水平角度が15°又は20°以下も部分は規制の対象外とする。仮に15°であれば50m奥の壁面広告は高さ13mまでは無届で良い。</p>	<p>屋外広告物は、屋外広告物法により、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」と規定されており、その全てが屋外広告物の対象となります。</p>	原案通り
14	<p><総量規制について> 表示物はすべて申請面積の対象になっているが、いわゆる「広告」ではない門扉表札・危険表示・駐車場Pマーク・矢印・従業員出入口等の表示は、総量規制の対象面積から除外してほしい。</p>		
15	<p><許可更新について> 安全点検という面では1年ごとの更新が必要かと思うが、遠方から申請に来る方にとっては更新頻度が多い為費用がかかり過ぎる。例えば、看板設置からの経過年数で更新年数を変えるなど…。長崎は1～3年ごとに更新となっている。</p>	<p>屋外広告物の落下などによる事故が発生するなど、安全性への対応は不可欠であることから、許可の期間(更新年数)は現行の1年としています。なお、北九州市などの政令市も同様に1年となっています。</p>	原案通り
16	<p><条例の周知について> 屋外広告業者・商業活動団体(協会)のみならず、一般市民・個人事業者等にも徹底して周知しないと改正の効果は無い。 近年、簡単に看板製作が出来るようになった為、業者登録していない無資格の業者もいる。 「安全」についての周知は、クライアント(発注者)の監理責任である事を明記してほしい。</p>	<p>屋外広告物について、市民や事業者等に理解を深め協力してもらえよう、市政だよりや広告関係団体、各種事業者団体・組合、地域団体などを通じて制度の周知徹底を図っていきます。 また、広告主や広告物の表示・設置者(事業者)について、公衆への危害防止など責務を明確にしています。</p>	参考